

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p>次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 国債証券</p> <p>最終償還期日から起算して<u>3日前</u>（休業日を除く。）の日</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)から(10)までに定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄</p> <p>次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 国債証券</p> <p>最終償還期日から起算して<u>6日前</u>（休業日を除く。）の日</p> <p>(5)～(10) (略)</p>